

「横浜市駐車場条例」の改正原案について ～ 皆様のご意見を募集します ～

横浜市では、路上駐車解消や道路交通の円滑化を目的に、店舗・事務所等の用途^{*1}で一定の要件を満たす建築物の新築、増築等を行う場合に、駐車場の確保を義務付ける附置義務制度として「横浜市駐車場条例」を昭和 38 年に制定し、運用してきました。制定後は、駐車場を取り巻く社会情勢の変動に伴い、条例改正を行ってきました。

近年の駐車施設の実態として、事務所施設では I T 技術の進展などのオフィス環境の高機能化等により、駐車需要が減少しています。また、鉄道駅周辺などの地区では、駐車施設の供給が過多である傾向が見られ、都心部等では、まちづくりのなかで駐車需要に見合った駐車施設の整備が求められている地区もあります。

このような状況の中で、国の動向も踏まえ、「横浜市駐車場条例」について、原単位^{*2}の見直しを行う等の改正を検討しており、「横浜市駐車場条例」の改正原案について、みなさんのご意見を募集いたします。

- * 1 : 「共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿」は横浜市駐車場条例の対象外となります。
- * 2 : 附置義務駐車施設台数を算定する基礎となる 1 台あたりの建築物床面積

1 改正原案の概要

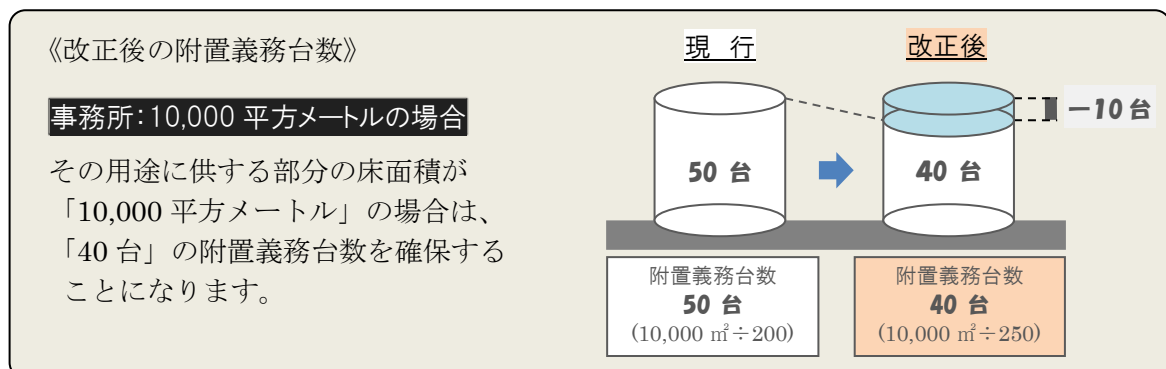
(1) 「事務所」に関する原単位を緩和します

国が東京都市圏及び京阪神都市圏の実態を調査した結果を踏まえ、国が示す「標準駐車場条例^{*3}」において、「事務所」の原単位を緩和する改正が行われました。この改正は近年の事務所実態を示していると判断し、本市においても「横浜市駐車場条例」における「事務所」の原単位を緩和します。
(ただし、自動二輪、荷さばきは除きます。)

- * 3 : 国土交通省が駐車場条例に定める標準的な規定などを示したもの

表1 事務所に関する原単位

用途	対象エリア 駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域		周辺地区又は自動車ふくそう地区	
	現行	改正後	現行	改正後
事務所	200㎡	Ⓜ 250㎡	200㎡	Ⓜ 250㎡

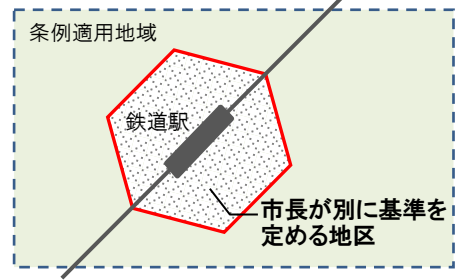


(裏面あり)

(2) 地区の駐車需要を踏まえた原単位の緩和を可能とします

原単位については現在、条例適用地域に均一に適用していますが、その一部の地区について、鉄道やバス等の交通機関の利用状況や駐車需要の実態等を踏まえつつ、地区ごとに市長が別に基準（原単位等）を定めることができるようにします。

図1：地区のイメージ



(3) その他、所要の改正を行います

その他の改正として、「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」の改正（平成26年1月1日施行）に伴い、駐車施設等の構造（車いす使用者用駐車施設のますの大きさ）の整合を図るなど、規定の整合を図ります。

表2 車いす使用者用駐車施設のますの大きさ

現行	改正後
幅3.7メートル以上	幅3.5メートル以上

2 意見募集要領

この改正原案に対する、市民の皆様のご意見の提出方法などについては、以下のとおりです。

■ 意見募集期間

平成27年9月10日(木) ～ 平成27年10月9日(金)

■ ご意見提出方法

「意見提出用紙」に記入し、以下のいずれかの方法により、

横浜市 都市整備局 都市交通課 駐車場担当 宛 にご提出ください。

(詳細：<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/toshiko/parking/koubo/ikenbo.html>)

※なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねます。あらかじめご了承ください。

① 電子メールの場合 → 【電子メールアドレス】 tb-parking@city.yokohama.jp

② 郵送の場合 → 【宛先】 〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市 都市整備局 都市交通課 駐車場担当

③ FAXの場合 → 【FAX番号】 045-663-3415

④ 窓口持参の場合 → 【窓口】 市庁舎6階 都市整備局 都市交通課 駐車場担当の窓口

※開庁時間：8時45分～17時15分（12時～13時及び土日祝を除く）

■ お問合せ先

横浜市 都市整備局 都市交通課 TEL. 045-671-3853

注意事項

- (1) いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見募集結果公示をもって行います。個別のご回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいたご意見の内容は、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報は適正に管理し、ご意見の内容に不明な点がある場合等の連絡・確認といった、本原案に対する意見募集に関する業務にのみ使用します。
- (4) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）」に従い、適切に取り扱います。